

エンドユーザーライセンス使用許諾 及び年間サポート規約

本エンドユーザーライセンス使用許諾及び年間サポート規約と別紙（以下併せて「本規約」といいます。）は、株式会社ニューコム（以下「NCM」といいます。）のソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア」といい、以下に定義します。）の使用許諾及び当該使用に係る年間サポート（以下に定義します。）に関して、お客様（個人、法人のいずれであるかを問わず、NCMより本ソフトウェアの使用権を購入された者をいい、以下「お客様」といいます。）とNCMとの間で交わされる法的な文章です。

お客様が本規約の全ての条項に同意されることを条件として、NCMは、お客様による本ソフトウェアの使用を許諾し、また、年間サポートの利用を許諾いたします。

パッケージを開封すること、封をはがすこと、同意を意味する表示を電子的にクリックすること、又は本ソフトウェアをNCMのWebページからダウンロードすることにより、本規約に同意したものとみなされ、お客様とNCMとの間に二種類の契約、すなわち、ライセンス使用許諾契約（以下に定義します。）及び年間サポート契約（以下に定義します。）が締結されます。

本規約の条件に同意していただけない場合には、本ソフトウェアのインストール、使用、複製及び年間サポートの利用のいずれも許諾いたしません。

第1章 定義

第1条 定義

本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによります。なお、本規約において示される文書及び書面とは電磁的方法により記録される電子データを含むものとします。

- (1) 「本ソフトウェア」とは、NCMが保有する dbSheet 又は dbSheetClient という名のコンピュータープログラムのシリーズのうち、お客様がライセンス使用許諾契約(以下に定義します。)に基づいて使用許諾を受けるコンピュータープログラムであって、別紙1に記載の各プログラムのうち本ライセンス証書(以下に定義します。)で指定されたものをいいます。本ソフトウェアには、本規約とともにお客様に提供される本マニュアル（以下に定義します。）並びにそれらに関するバックアップコピー、アップデート、アップグレード、修正版及び関連追加文書を含みます。
- (2) 「本マニュアル」とは、NCMがお客様に対して提供する本ソフトウェアに関するユーザー用マニュアル及び関連文書をいいます。
- (3) 「ライセンス使用許諾契約」とは、本ソフトウェアの使用許諾に係るお客様とNCMの契約をいいます。
- (4) 「年間サポート契約」とは、NCMが提供する年間サポート（以下に定義します。）の実施に係る契約をいいます。
- (5) 「年間サポート」とは、「製品保守サポート」、「製品アップグレード」及び「テクニカルサポート」（それぞれ第7条に定義します。）を第13条の契約期間提供するサービスをいいます。
- (6) 「指定機械」とは、お客様が正当に所有又は使用する権利を有し、本マニュアル又はNCMのホームページに指定されたオペレーションシステムがインストールされており、かつ、本マニュアル又はNCMのホームページに指定された動作環境にて稼働するクライアントハードウェア及び

サーバーコンピューター（リース又はレンタル等を含む）であって、本ソフトウェアのために使用されるものをいいます。

- (7) 「本お客様関連番号」とは、NCM がお客様に対して発行する、お客様番号、ライセンス番号、年間サポート契約番号、組織 ID 等をいいます。
- (8) 「本ライセンス選択内容」とは、別紙 1 の本ソフトウェアの各プログラムのライセンスの種類と内容のうちお客様が選択し承諾を受けたものをいいます。
- (9) 「お客様情報登録書」とは、お客様の指定機械及び指定機械の利用環境に係る情報並びに指定機械を運用するお客様の担当者、連絡先及び住所等の情報で NCM がお客様を登録するためのお客様に提供いただく書面をいいます。
- (10) 「本ライセンス証書」とは、本ソフトウェアのパッケージに添付されている dbSheetClient 製品ライセンス証書兼付随サービス証書をいい、本ライセンス選択内容を反映した、お客様による本ソフトウェアの使用に係る NCM との契約内容を証する書面をいいます。
- (11) 「NCM 秘密情報」とは、本ソフトウェア、本マニュアル、プログラムリスト、データモデル、フローチャート、論理ダイアグラム、機能仕様、説明書その他ライセンス使用許諾契約又は年間サポート契約により NCM からお客様に提供された本ソフトウェアの機能を含む製品情報並びに本規約、本ライセンス証書、本ソフトウェアの詳細バージョン番号、ライセンスファイル、本お客様関連番号、ユーザーサポートに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL などのサービスに係る情報をいいます。
- (12) 「お客様秘密情報」とは、お客様情報登録書に記載の情報及び窓口担当者（第 12 条に定義します。）並びにお客様に対する年間サポートサービスにより NCM が知るに至ったお客様の本ソフトウェアの使用に係る情報をいいます。
- (13) 「秘密情報」とは、NCM 秘密情報とお客様秘密情報を併せた情報をいいます。
- (14) 「ライセンスファイル」とは、別紙 1 第 1 条に記載のサーバー版がインストールされた指定機械に適用されるべき暗号キーのことを言います。
- (15) 「ライセンス数」とは、本ソフトウェアのプログラムごとにお客様にご契約いただいたライセンスの総数をいいます。
- (16) 「アカウント数」とは、本ソフトウェアのサーバー版に登録することができるユーザー数をいいます。

第 2 章 ライセンス使用規定

第 2 条 dbSheetClient ライセンス使用権の許諾

- 1 本規約に基づく本ソフトウェアの使用権の対価である本ライセンス料（第 5 条に定義します。以下同じ。）を NCM に支払うこと及び年間サポート料金（第 8 条第 4 項に定義します。以下同じ。）の支払いを含む本規約の取り決めに従うことを条件として、NCM は、お客様に対し日本国内で指定機械においてライセンス数を上限として、譲渡不能でサブライセンス不可の条件で本ソフトウェアを使用する非独占的使用権を許諾します。
- 2 お客様に使用を許諾される本ソフトウェアは、別紙 1 に記載の各プログラムからお客様がそのライセンスを購入されたものとなります。又はそれらのうち年間サポート契約に従って提供されるアップデート版（第 7 条第 1 項に定義します。以下同じ。）及びアップグレード版（第 7 条第 2 項に定義しま

す。以下同じ。)、並びにそれらの本マニュアルに限りです。なお、別紙1の記述において、別紙1第1条第3号以外においてはdbSheetの部分はdbSheetClientへ、EX11の部分は4桁続きのアラビア数字へと当てはめることによってあらわされる、お客様が購入した、又は使用中の本ソフトウェアの製品を当てはめるものとします。

- 3 お客様が年間サポート契約に従い新たにリリースされたアップデート版又はアップグレード版を利用される場合、当該リリース前にお客様が使用されていた製品を同時に使用することはできません。
- 4 お客様が、新たにリリースされたアップデート版又はアップグレード版を使用される場合、指定機械にインストールしている別紙1の第1条ないし第3条の各プログラムのリリース番号(本ソフトウェアのバージョンとアップデート番号を表現した番号で第7条第1項に定義しています。)を一致させて使用するものとします。
- 5 前二項にかかわらず、NCMは、お客様へのサポートの目的でこれらに反する許諾をお客様に期間限定で与えることができるものとします。

第3条 インストール及びライセンスファイル

- 1 本ソフトウェアは、指定機械に本ソフトウェアをインストールした上で、別紙1第1条のサーバー版がインストールされた指定機械にライセンスファイルを適用しなければお客様固有の利用環境にて利用できないことをお客様は理解するものとします。
- 2 ライセンスファイルは、一旦発行されると90日で失効し(以下この90日を「ライセンス適用猶予期間」といいます。)、ライセンス適用猶予期間内にライセンスファイルが適用されなかった場合、ライセンスファイルに反映されていたお客様固有の利用環境で本ソフトウェアを使用することはできないことをお客様は、理解するものとします。
- 3 NCMの責によらずライセンス適用猶予期間内にライセンスファイルが適用されず、その後、当該ライセンスファイルの再発行を求める場合、お客様は、発行手数料をNCMに対して支払うものとします。
- 4 本ソフトウェアの各プログラムをインストールできる指定機械の台数及び本ソフトウェアをインストールしたクライアントハードウェアからサーバー版をインストールしたサーバーコンピューターに同時並行的にアクセスすることができるユーザー数について、お客様は、別紙1の規定を遵守するものとします。

第4条 知的財産権

- 1 お客様は、ライセンス使用許諾契約に基づき、本ソフトウェア並びにNCMが無償で配布するソフトウェア及びそのマニュアル(本条において「本ソフトウェア群」といいます。)の譲渡不能の非独占的使用権のみを取得し、本ソフトウェア群に係る所有権、著作権その他のいかなる権利も取得しないものとします。本ソフトウェア群その他の付属ドキュメント並びにそれらのあらゆる複製物に関する所有権、著作権、特許権、商標権、ノウハウ及びその他の知的財産権は、すべてNCM(又は、NCMに使用許諾を行った原開発者その他第三者がいる場合は当該第三者、以下「原権利者」といいます。)に留保されるものとします。
- 2 お客様は、本ソフトウェア群をNCMから提供された状態でのみ利用するものとします。お客様は、本規約で特に明示的に許諾される場合を除いて、次の各号のいずれの行為も行ってはならず、また、お客様の顧客の従業員等を含むいかなる第三者に対しても、当該行為をすることを許諾してはならないものとします。

- (1) 許諾されていない機器又は製品（例えば本マニュアルで指定されていないもの）上で本ソフトウェア群を使用すること。
 - (2) 本ソフトウェア群を修正し、本ソフトウェア群に基づいて二次的著作物を創作し、又はリバースエンジニアリング、デコンパイル、暗号解読、逆アセンブル、その他の方法で本ソフトウェア群につき人間が解読可能な形式に変換すること。ただし、これらの制限を設けることが適用される法で禁止されている場合は、当該禁止されている限度で上記の制限は適用されないものとします。
 - (3) お客様に適用される法律上違法な、又は違反する方法で本ソフトウェア群を使用すること。
 - (4) 本ソフトウェア群を第三者に販売し、売り渡し、許諾し、貸与し、担保を設定し、又はその他の形で提供すること。
 - (5) サービス機関、SaaS、共同使用その他形態を問わず、第三者のためにサービスを提供するために本ソフトウェア群を使用し、又は使用させること。
 - (6) NCM の書面による事前の同意を得ることなく、本ソフトウェア群に関する NCM 秘密情報を何らかの形式で第三者に開示し、提供し、又はその他の方法で利用させること。
 - (7) NCM の書面による事前の同意を得ることなく、本ソフトウェア群の性能もしくは機能の評価の結果又は稼働中の様子を第三者に公表し、又はその他の方法で利用させること。
- 3 お客様は、本ソフトウェア群を納入又は入手した際に本ソフトウェア群に表示されていた著作権、所有権、商標権その他 NCM 又は原権利者の権利を示す文言や表示を削除してはならないものとします。

第5条 本ライセンス料等及び支払い方法

- 1 本ソフトウェアの各プログラムの1ライセンスの料金、最低購入必要ライセンス数の料金、又は最低追加購入必要ライセンス料金（以下「ライセンス基本料金」といいます。）は、NCM の Web サイトなどに記載されます。
- 2 お客様の本ライセンス料は、ライセンス基本料金に本ライセンス証書に記載のライセンスの種類及び数を乗じた価額の合計となります。
- 3 第3条第3項などに記載のライセンスファイルの発行手数料は¥30,000円（消費税等別）とします。
- 4 お客様は、本ライセンス料を本ソフトウェアとライセンスファイルの提供を受けた月の翌月末までにNCM の指定口座に振り込むものとします。振込み手数料はお客様の負担とします。
- 5 前項の取り決めは、お客様と NCM が別段の取り決めを定めることを妨げないものとします。

第6条 第三者による利用など

- 1 第4条の取り決めにかかわらず、お客様が第三者に本ソフトウェアを使用させることを希望される場合、NCM と協議の上、合意に至る必要があります。
- 2 前項の合意には、次の取り決めが含まれるものとします。
 - (1) お客様は、当該第三者が本規約の関係する取り決めを遵守することに責任を持つこと
 - (2) 当該第三者による本規約の違反により NCM に発生した損害の賠償は、お客様が負うこと

第3章 年間サポート規定

第7条 サービス内容

- 1 製品保守サポートは、現在の本ソフトウェアのリリース製品に対して、小規模な機能の改良又はバグ

修正を行い、本ソフトウェアを提供するサービスをいいます。また、製品保守サポートによりリリースされた本ソフトウェアをアップデート版といいます。アップデート版のリリースは、リリース番号の変更によって確認できます。リリース番号は、11.0.3.0、11.1.3.1 等と表され、リリース番号の左側から数えて初めのピリオドより左側の数字が本ソフトウェアのバージョン（製品名）を表し、それ以外の数字が変更されると新たなアップデート版がリリースされたことを意味します。なお、dbSheetEX11 のリリース番号は 11.A.B.C（ここに A ないし C は 1 桁ないし 3 桁の 0 以上の整数）となります。

- 2 製品アップグレードは、現在の本ソフトウェアのリリース製品に対して、大規模な機能の改善、バグ修正、新機能やソフトウェアの主要な機能性を向上させる改良等を取り入れた本ソフトウェアをリリースし提供するサービスをいいます。また、製品アップグレードによりリリースされた本ソフトウェアをアップグレード版といいます。アップグレード版のリリースは、リリース番号の変更によって確認できます。例えば、アップグレード版のリリースは、リリース番号が 10.A.B.C から 11.D.E.F へと（ここに A ないし F のアルファベットは 3 桁以下のアラビア数字を表します。）変更されると新たなアップグレード版がリリースされたことを意味します。
- 3 アップデート版又はアップグレード版のいずれかの指定は、NCM が決定するものとします。
- 4 年間サポートは、お客様の契約期間内に本ソフトウェアのアップデート版又はアップグレード版のリリースを保証するものではありません。
- 5 テクニカルサポートは、お客様の一人の窓口担当者（第 12 条第 1 項に定義します。）が NCM に対し、電話、E-mail 等を介して下記内容の問い合わせをなし、これに対して NCM が当該担当者に対して同様の手段又は NCM の指定する Web ページからのダウンロードを通じて回答を提供するものです。
 - (1) 本ソフトウェアの導入方法、基本的な操作方法又は本ソフトウェアの機能
 - (2) 保守情報
 - (3) 技術情報
- 6 以下に列挙する事項は、テクニカルサポートの対象外です。
 - (1) NCM が明示する動作環境以外の環境下での本ソフトウェアの使用に関する問合せ
 - (2) お客様の本ソフトウェアのアップデート又はアップグレード作業
 - (3) お客様の固有の動作環境（OS、ハードウェア、ネットワーク環境）に関する問合せ
 - (4) 出張サポート
 - (5) NCM が明示する動作環境並びに本マニュアル又は弊社ホームページに掲載してある、本ソフトウェアが対応する Microsoft Office、Windows 対応 OS 及び対応サーバー OS 以外の製品との互換の確認又は検証
 - (6) 本ソフトウェア以外のプログラミングに関する問合せ
 - (7) 文書、データ、データベース等の作成代行、管理、コンサルティング等
 - (8) お客様のシステムの実装
 - (9) 日本語以外でのお問い合わせ

第 8 条 年間サポート

- 1 お客様は、年間サポートを申込むにあたり、第 1 条第 5 号に規定の各サービスのいずれか一つ又は二つのみを申込むことはできず、年間サポート契約をすることは、当該 3 つのサービスの利用を同時に

申し込むものであることを理解するものとします。

- 2 年間サポートは、お客様がライセンス使用を許諾された本ソフトウェアに対して提供されます。
- 3 お客様は、本ソフトウェアを業として使用する意思（以下「業使用の意思」といいます。）を以て使用する場合、年間サポートの利用が必要であることに同意し、年間サポート契約を NCM との間に締結するものとします。
- 4 お客様が使用許諾を受けた本ソフトウェアに係る年間サポートの料金（以下「年間サポート料金」といいます。）は、別紙 2 の第 2 条の表のとおりとなります。
- 5 お客様が dbSheetClient2020 及びそれより上位のバージョンの本ソフトウェアをお使いで、年間サポート又は製品保守サポート及び製品アップグレードを締結されていない状態である場合、NCM は、当該お客様に対していかなる理由であれ、ライセンスファイルの発行を行わないものとします。これには、お客様が次の各項目（これにとどまらない）を含む事象を起こすことができないことを理解するものとします。
 - (1) クライアントマシンから見たサーバーのアドレスが変更されるような移設を行い、使用する。
 - (2) 実行版又は開発版のライセンスを増やして、本ソフトウェアを使用する。
 - (3) 実行版又は開発版をサーバー版に接続して使用することができないようにする。
- 6 お客様は、年間サポート期間中、別紙 1 第 1 条第 8 号及び第 9 号の取り決めを守る限りにおいて本ライセンス選択内容を増減できます。この場合、お客様は NCM にその旨を告げ、NCM より新たなライセンスファイルの提供を受ける必要があることを理解するものとします。
- 7 前項においてお客様が変更させたい本ライセンス選択内容に基づく本ライセンス料が減額となる場合、新たに購入するライセンスがあれば、当該ライセンスの使用に係るライセンス料を追加で支払うとともに、当該変更を反映させたライセンスファイルの発行手数料を NCM に支払うものとします。また、年間サポートの契約期間中に当該変更以外に他の本ライセンス選択内容の変更がない場合、当該変更を反映した年間サポート料金は次の更新時から適用され、当該減設前に支払った年間サポート料金は精算されないものとします。
- 8 前々項においてお客様が変更させたい本ライセンス選択内容に基づく本ライセンス料が増額となる場合、新たに購入するライセンスがあれば、当該ライセンスの使用に係るライセンス料を追加で支払うものとし、また、当該変更を反映した年間サポート料金を支払うものとします。なお、本ライセンス料が増額となるような本ライセンス選択内容の変更の際は、当該変更を反映させたライセンス発行手数料の支払いはありません。
- 9 お客様は、年間サポート料金を年間サポート開始翌月の末日までに NCM に支払うものとします。ただし、お客様と NCM とが別途支払期限を定めることは妨げられません。
- 10 お客様と NCM が同意した場合、第 1 2 条第 2 項のテクニカルサポート専用の窓口担当者を増やすことができます。この場合、増員された担当者が 1 年間テクニカルサポートを利用する料金は一人当たり ¥ 1 0 0 , 0 0 0 円（消費税等別）とします。増員された利用者は本規約に従いテクニカルサポートを利用するものとします。
- 11 お客様は、テクニカルサポートの窓口担当者を NCM が認めた者に委託することができます。

第 9 条 年間サポートとライセンス

- 1 お客様が本ライセンス選択内容の変更を行った際に別紙 1 第 2 条ないし第 4 条に記載の本ソフトウェアの各プログラムにおいてライセンスの減設があった場合、当該減設した分のライセンスは放棄

したものとみなされます。したがって、当該減設後再び本ソフトウェアのライセンス数を増やす場合、お客様は当該増加分のライセンス料を NCM に支払うものとします。

- 2 お客様が本規約の年間サポートを解約された後に、再び年間サポートを利用される際は、年間サポートを解約されていた期間に相当する年間サポート料金を支払った上で新たな年間サポート料金を支払い、年間サポートを利用できるものとします。
- 3 お客様がご利用中の本ソフトウェアのバージョンを下げて利用（以下「ダウングレード」といいます。）することを希望される場合、そのために必要なライセンスファイルの発行手数料を NCM に支払うものとします。また、お客様が当該ダウングレードの状態から本ソフトウェアをアップグレードされる場合もライセンスファイルの発行手数料を支払うものとします。

第10条 バージョン毎の適用条項

- 1 お客様が使用される本ソフトウェアの保守サービス（年間サポートを構成する各サービスの組み合わせに関して dbSheetClient2022 までに発効したこれまでの規約が許すところにより、お客様が申し込み利用されているサービスをいいます。以下同じ。）、保守サービスの料金、保守サービスの利用又は不利用によりライセンスの使用に影響を与える取り決めは、お客様が使用される本ソフトウェアのバージョンごとに違い、別紙2の取り決めに従うものとします。
- 2 前項において、別紙2の第2条及び第2条の表に記載のない事柄は、本規約の取り決めが全てのバージョンに適用されるものとします。また、ライセンスの使用に係る取り決めは、前項に言及の保守サービスの利用又は不利用によりライセンスの使用に影響を与える取り決め以外については本規約が全てのバージョンに適用されるものとします。
- 3 お客様がご利用中の本ソフトウェアをダウングレードされた場合、それより前に使用された最も上位のバージョンの製品に係る規約が適用されます。また、保守サービスの料金も同様とします。

第11条 年間サポートの対象

- 1 年間サポートは、お客様がその使用を許諾されている本ソフトウェアに対して提供されます。
- 2 年間サポートの対象となる本ソフトウェアのバージョンは、本条第3項の取り決めの他、新バージョンのリリース、新製品の発売、旧製品の製造終了等の理由により、予告なく変更されることがあります。NCM は、当該変更を NCM の Web サイトにて速やかに告知するものとします。
- 3 販売停止又は製造停止となってから 2 年を経過したバージョンの本ソフトウェアに対しては年間サポートの提供はなされなくなります。

第12条 お客様の窓口担当者

- 1 お客様は、年間サポートを受けるにあたり、アップデート版又はアップグレード版の提供を申込み、及び受け取り、並びにテクニカルサポートを受ける担当者（以下「窓口担当者」という。）を設定し NCM に通知するものとします。
- 2 テクニカルサポートをお客様が利用される場合、NCM への質問及び回答の受け取りは、原則窓口担当者に限るものとします。
- 3 お客様によるテクニカルサポート利用の際に、お客様に許諾された人数より多い方から問い合わせが同時期にあった場合で、一定期間当該超過人数による利用が続いたとき、NCM は、窓口担当者の増員があったものとみなし、第8条第10項を準用し当該超過人数分の利用に対する対価を請求できるものとします。
- 4 お客様は、窓口担当者を変更する時、又は増員する時は、NCM が定める手続きに従い手続きを行う

ものとしします。

- 5 お客様の窓口担当者は、本お客様関連番号を厳重に管理するものとしします。

第13条 契約期間

- 1 年間サポート契約の有効期間は、本規約に基づき NCM が本ソフトウェア及びライセンスファイルをお客様に出荷した日から始まり、その翌月から 1 年が終わる期間までとしします。ただし、お客様と NCM が同意し、別途これと違う期間を定めることは妨げられないものとしします。1 年又は双方が合意した契約期間に基づくサービス提供期間は本ライセンス証書に契約期間として記載されます。
- 2 前項においてお客様と NCM が合意した場合、契約期間の始まりを出荷後最大 3 か月遅らせることができるものとしします。
- 3 年間サポート契約は、契約期間満期終了の 30 日以上前に、お客様が書面にてその更新に異を唱えない限り、契約期間の満期終了後、第 1 項にて合意した期間がスタートするものとし、その後も同様としします。
- 4 NCM は、お客様に対して契約最終日の 2 か月程度前に契約更新日のお知らせをするものとしします。

第4章 管理

第14条 本お客様関連番号

- 1 お客様は、本お客様関連番号は、お客様が本ソフトウェアのライセンス使用及び年間サポートを利用される際に必要であり、また、当該権利を持つことの証明となることを理解し、年間サポート期間中は大切に保管するものとしします。本お客様関連番号が第三者に漏れた場合は、速やかに、NCM にご連絡いただくものとしします。
- 2 NCM は、本お客様関連番号が NCM の責によらず、不正使用されたことによってお客様に発生した損害については、一切責任を負わないものとしします。

第15条 秘密保持

- 1 客様は、NCM 秘密情報が、NCM が獲得したか又は NCM にライセンスされた秘密で財産的価値のある情報を具体化したものであることを諒解しているものとしします。
- 2 お客様は、本ソフトウェアをお客様内部で使用する以外の目的で、NCM 秘密情報を使用しないものとしします。また、お客様は、NCM 秘密情報の秘密性を守るために要求される、あらゆる合理的な予防措置を講じるものとしします。
- 3 お客様は、NCM 秘密情報を複製、販売、出版、その他無償及び営利目的での利用を行うことはできないものとしします。
- 4 お客様は、本ソフトウェア、本マニュアル等の提供物に記されている秘密である、又は所有物である旨の表示を取り去ったり毀損したりせず、また、毀損したものを第三者に許諾しないものとしします。
- 5 お客様は、いかなる個人又は法人に対しても、NCM 秘密情報の全部又は一部を開示しないものとしします。ただし、お客様の従業員又はコンサルタントであって、次の者の開示する場合を含まないものとしします。
 - (1) お客様が NCM 秘密情報を正当に使用するために、NCM 秘密情報にアクセスすることが必要である者
 - (2) 本規約に基づく使用と非開示の制限に従うことを要求する契約を締結している者
- 6 お客様は、NCM 秘密情報についての不正使用又は開示が、NCM (又は原権利者) に対して回復不可

能な損害を生じさせることについて諒解しているものとします。もし、不正使用又は不正開示がなされた場合、お客様は、ただちに NCM に通知し、お客様自らの費用負担で、当該不正使用又は不正開示による NCM の損害を回復し、以後の不正使用又は伝播を防ぐために、必要なあらゆる対策を講じるものとします。

- 7 NCM はお客様秘密情報を厳重に管理し、当該目的のためにのみ利用するものとします。
- 8 第 1 条第 7 号及び第 9 号ないし第 13 号に規定の秘密情報には、以下のいずれの情報も含まないものとします。
 - (1) 公知であるか、又は秘密情報の開示を受けた側の債務不履行によらずに公知になった情報
 - (2) 本規約に基づき秘密情報を受領する前に秘密情報の被開示側が知っていた情報であって、それが書面での記録で証明できる情報
 - (3) 被開示側が、第三者から秘密保持義務を負わずに正当に受領した情報
 - (4) 被開示側が、秘密情報にアクセスすることなく、独自に取得又は開発した情報
- 9 秘密情報の被開示側は、裁判所又は政府当局からの要求、要請又は命令により要求された場合には、秘密情報を開示することができるものとします。ただし、秘密情報の被開示側は、開示側に対し、開示側が当該要求、要請又は命令に対して法的な手段により争うことを可能とするために十分事前に通知を行うようあらゆる合理的な手段を講じるものとします。
- 10 前各項の規定は、ライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第 16 条 登録データの変更

お客様は、お客様情報登録書の記載事実及び窓口担当者に変更があった場合は、速やかにこれを NCM に通知するものとします。

第 5 章 保証・損害賠償・解約

第 17 条 ライセンス使用許諾契約に係る責任の限定

- 1 NCM は、お客様に本ソフトウェア及びライセンスファイルを提供した時から 90 日に限り、当該本ソフトウェア及びライセンスファイルに瑕疵があった場合、無償交換いたします。
- 2 NCM がお客様に提供する本ソフトウェアを記録したメディア（メディアを提供した場合）はお客様に貸与されるものとします。お客様は当該メディアが不要になったときには、お客様の責任において破棄していただくものとします。
- 3 NCM は、本ソフトウェアはお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、また、本ソフトウェア又はライセンスファイルの紛失、盗難事故及び誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
- 4 お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含むがこれに限られない）の選択、導入、使用及び使用結果については、お客様の責任とさせていただきます。
- 5 テクニカルサポートにおけるお客様への回答は、お問い合わせいただいた問題の解決、お客様の特定の目的に合うこと、及び不具合の修補を保証するものではありません。
- 6 お客様によるお客様情報登録書などによるユーザー登録若しくはユーザー登録内容の変更の届出がなされないか、又は届出内容に不備がある場合、NCM からお客様への通知、郵送及びその他のコンタクトの不達により生じる不利益及び損害については、お客様の責任とさせていただきます。

第18条 契約の解除

- 1 お客様が本規約に違反した場合、NCM はライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約を解除することができます。
- 2 前項における解除の場合、お客様は、本ソフトウェア及び本マニュアル並びに年間サポートを一切使用することができません。また、この場合、お客様は本ソフトウェア、本マニュアル及び全ての複製物並びにお客様関連番号を含む全ての NCM 秘密情報を直ちに破棄するものとします。
- 3 お客様は、本ソフトウェア、本マニュアル及びそのすべての複製物を破棄することによりライセンス使用許諾契約を終了させることができます。お客様が、当該行為によりライセンス使用許諾契約を終了させた場合、速やかに NCM に通知するものとします。また、当該終了により、年間サポート契約も自動的に解約されることになります。
- 4 お客様が年間サポート契約のみを解約した場合、お客様は、NCM 秘密情報のうち、年間サポートの利用に必要なすべての情報を速やかに破棄するものとし、破棄終了とともにお客様は当該破棄の完了を NCM に速やかに通知するものとします。
- 5 前四項によりライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約が解除又は終了となった場合、これらの契約のもとでお客様が支払われた年間サポート料金及び本ソフトウェアの本ライセンス料は一切返還されないものとします。
- 6 NCM は、お客様の申し込み時に予測できなかった事由により、年間サポートを期間途中で終了する場合があります。この場合の返金については、NCM より別途ご連絡するものとします。
- 7 第14条、第15条、第18条第7項、第19条、第20条、第24条の定めは、ライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約失効後もなお効力を有するものとします。

第19条 反社会的勢力との取引排除

- 1 お客様及び NCM は、自らが反社会的勢力（暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、国際犯罪組織、国際テロリスト、その他これらに準ずる個人、法人又は団体）に該当しないことを表明し、また、取引及び交際しないことを保証するものとします。
- 2 お客様及び NCM は、相手方が前項に違反した場合には、何らの催告なく、直ちに本契約を解除することができ、解除により相手方に発生した損害について賠償する責任を一切負わないものとします。

第20条 損害賠償

- 1 お客様が本規約に違反することにより NCM に損害をもたらした場合、お客様は損害賠償の責を負うものとします。
- 2 NCM は、本ソフトウェアの使用及び年間サポートの利用によりお客様に生じた損害については、いかなる場合であれ、NCM に故意又は重過失のある場合に限り、損害賠償責任を負うものとします。
- 3 前項においてその賠償すべき損害の範囲は、お客様に生じた通常の損害に限るものとし、逸失利益を含む特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。また、賠償すべき損害の金額は、当該賠償責任がライセンスの使用に係る場合は帰責事由の原因となった本ソフトウェアの個々のプログラムのライセンスに関して現実に支払い済のライセンス料相当額を限度とし、年間サポートの利用に係る場合は支払い済の1年間分における年間サポート料金の対価を上限とします。
- 4 前項において、第15条第7項に規定の NCM が負う守秘義務の違反による損害賠償については、賠償金額の上限の定めは適用しないものとします。

第21条 譲渡

お客様は、あらかじめ NCM の書面による承諾がない限り、本契約に基づく地位、権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継してはならないものとします。合併、営業譲渡等による包括承継については、承継前のお客様に対し、あらかじめ NCM が書面により承諾した場合に限り承継できるものとします。

第22条 本規約の変更

NCM は、NCM が必要と認めた場合は、本規約の一部又は全部を変更できるものとします。この規約の変更は、変更後の本規約の内容をユーザーに通知し、通知の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第23条 協議事項

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に関し疑義を生じた場合は、お客様と NCM が誠意を持って協議の上、決定するものとします。

第24条 裁判管轄

ライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約は、日本国法に準拠するものとします。ライセンス使用許諾契約及び年間サポート契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的合意管轄権を有するものとします。

実施日：2025年3月21日

以下余白

別紙 1

本ソフトウェアのライセンス種類、インストール可能台数、 及び購入組み合わせに関する規則

本別紙 1 において用いられる用語は本文におけるものと同一のものを意味するものとします。

1 サーバー版ライセンス種類、規則

- (1) 製品名：dbSheetEX11 サーバー版 [SS] 内容：サーバー版（スタンダードサーバーシステム）
- (2) 製品名：dbSheetEX11 サーバー版 [ES] 内容：サーバー版（エンタープライズサーバーシステム「機能アップオプション」をすべて含むサーバー版です。）
- (3) 前号の「機能アップオプション」は、dbSheetEX11 においては別紙 1 第 4 条第 1 号ないし第 3 号の製品をいいます。なお、同条第 4 号及び第 5 号の製品は本条第 1 号及び第 2 号の製品に組み込まれます。また、dbSheetEX11 より前のバージョンにおいては「機能アップオプション」は、別紙 1 第 4 条第 1 号ないし第 5 号をいい、これらは本条第 1 号の製品には組み込まれません。
- (4) 製品名：dbSheetEX11 サーバー版 [DR] 内容：サーバー版（コールドスタンバイ用サーバーシステム）
- (5) サーバー版ライセンス購入適用規則：[SS]版、[ES]版、[DR]版いずれも 1 ライセンスにつき 1 インスタンスだけアクティブにし、実行できます。
- (6) [DR]版のライセンス情報は、お客様が購入された本番用のサーバーのライセンスファイルを適用いただくものとします。よって、[DR]版用ライセンスにはライセンスファイルの発行は伴わず、本ライセンス証書のみが発行となります。また、[DR]版の年間サポート料金は発生しません。
- (7) お客様は本条第 1 号又は第 2 号のライセンスを購入する必要があり、その際、第 2 条第 1 号もしくは第 2 号のライセンス又は第 3 条第 1 号もしくは第 2 号のいずれかのライセンスのうち最低 1 ライセンスを併せて購入するものとします。なお、WebAPI コンポーネントの利用には、第 2 条第 1 号又は第 2 号のライセンスの購入及び第 3 条のいずれかのライセンスの購入が必要となります。
- (8) お客様は、NCM と別途合意することで、前号の取り決めに排することができるものとします。

2 実行版ライセンスの種類と規則

- (1) 製品名：dbSheetEX11 実行版[ULJ/ULE]（日本語/英語） 内容：実行版（ユーザーアカウントライセンス）
- (2) 製品名：dbSheetEX11 実行版[FLJ/FLE]（日本語/英語） 内容：実行版（フローティングライセンス）
- (3) (1)のライセンス最低購入必要単位は 1 ライセンス=10CAL (CAL - クライアントアクセスライセンスの略記) となります。本ライセンスの追加購入は、1 ライセンス=10CAL ごとになります。10CAL とは、dbSheet サーバーに登録できるアカウントの最大数が 10 であることを表し、お客様が購入されたアカウントより多い数はサーバー版に登録できません。
- (4) (2)のライセンス最低購入必要単位は 5 ライセンス=50CAL です。登録できるアカウントは無制

限です。本ライセンスの追加購入は、10CAL ごとになります。

- (5) (1)及び(2)に関して、実行版がインストールされるコンピュータの台数は制限の対象ではありません。

3 開発版ライセンスの種類と規則

- (1) 製品名：dbSheetEX11 開発版[SL] 内容：開発版 1 ライセンス
- (2) 製品名：dbSheetEX11 開発版[5L] 内容：開発版 5 ライセンス
- (3) 1 ライセンスにつき、最大 1 個の開発権限付きユーザーアカウントを dbSheetEX11 サーバーに登録が可能です。開発権限付きユーザーアカウントとは、そのユーザーアカウントによらなければ開発されたプロジェクト（プログラム）を dbSheetEX11 サーバーに登録できないアカウントであり、プロジェクト（プログラム）は、dbSheetEX11 サーバーに登録されて初めて実行版で利用可能となります。
- (4) 開発版を用いて開発する人数分の開発版のライセンスの購入が必要となります。

4 機能アップのための各オプションの種類

- (1) 製品名：Active Directory 対応 内容：Active Directory 対応又はシングルサインオン機能
- (2) 製品名：MS-Access 対応コンポーネント 内容：Access 対応 API
- (3) 製品名：WebAPI コンポーネント 内容：Web-API 及び WebPortal サイト作成ツール
- (4) 製品名：クリックワンス対応 内容：実行版自動配布機能
- (5) 製品名：マルチプロジェクト対応 内容：1 アカウントで複数プロジェクトが同時起動可能

5 本ソフトウェアの各プログラム購入の際の組み合わせ規則

いずれかの製品のライセンスを購入するお客様がその時点でサーバー版ライセンスをお持ちでない場合、サーバー版ライセンスの購入が必須となります。ただし、NCM が必要ではないと認めた場合はこの限りではありません。

以下余白

別紙 2

本ソフトウェアの製品（バージョン）ごとに適用される規約

本別紙 2 において用いられる用語は本文におけるものと同一のものを意味するものとします。

1 ライセンスの使用に係る取り決め

お客様が使用される製品（バージョン）の違いにかかわらず、本ソフトウェアのライセンスの使用に係る取り決めは、本規約の本ソフトウェアのライセンスに係る取り決め（下記表を含む）が適用されます。

2 製品ごとに適用される保守サービス※4に係る取り決め

保守サービス※4に係る取り決めは、お客様が使用される本ソフトウェアの製品（バージョン）ごとに違い、次の表のとおりとなります。表に記載のない項目については本規約の取り決めに適用するものとします。なお、表における用語の定義は本規約本文及び表下の説明に定めるところによるものとします。

表：バージョンごとの保守サービスの体系及び保守サービスとライセンス使用の関係に係る取り決め

製品名	保守サービス※5			ライセンスの使用 と保守サービスと の関連	保守料※6
	UD※1	UG※2	TS※3		
dbSheetEX11	UD、UG 及び TS は一体でのみ契約可能。			業使用の意思があれば年間サポート 契約締結必須。	本ライセンス 料の20%
dbSheetClient 2022	UD、UG 及び TS は一体でのみ契約可能。				
dbSheetClient 2020	UD 及び UG は一体でのみ契約可能。 ※4		サービス利用自体は必須ではないが、利用にはUD&UG※4契約締結が必須。	業使用の意思があれば UD & UG※4 契約締結必須。	UD&UG は本 ライセンス料の16% TS は10万円／人※7
dbSheetClient 2018	UD 及び UG は一体でのみ契約可能。 ※6		TS のみの契約可能	ライセンスの使用に係る保守サービスとの関連なし。	
dbSheetClient 2018 より前の リリース製品	UD のみの 契約可能	UG のみの 契約可能	TS のみの契約可能	ライセンスの使用に係る保守サービスとの関連なし。	

※1 UD＝製品保守サポート、 ※2 UG＝製品アップグレード、 ※3 TS＝テクニカルサポート

※4 製品保守サポート及び製品アップグレードを UD&UG と表す。

※5 保守サービス＝年間サポート、UD & UG 又は UD、UG もしくは TS のいずれか。

※6 保守料＝保守サービスを 1 年間利用するための料金。

※7 人＝窓口担当者 1 人のことをいう。